真の分権型社会の実現を求める決議

国と地方の協議の場に関する法律や第1次一括法、第2次一括法等が成立・施行されるとともに、第3次一括法案が先の通常国会に提出され、また義務付け・枠付けの更なる見直しの検討が進められていることは、真の分権型社会の実現へ向けた歩みが進んでいると一定の評価をするものである。

しかし、本会が都市自治体における支障事例等に基づき提言・提案した事項、地方 分権改革推進委員会の勧告事項に係る権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、未 だ多くの課題が残されている状況にある。

また、「特例公債法案」が現在もなお成立していないことから、国の一般会計予算の執行抑制が継続され、その影響が市町村分の普通交付税の交付に及ぶなど、予算執行のための財源が担保できないという極めて深刻な状態にある。地方交付税は地方固有の財源であり、国政の混乱により交付が左右されることが決してあってはならないものである。

都市自治体は、増加傾向にある社会保障サービス等の財政需要や国・都道府県・市町村の役割分担の見直しなどを踏まえれば、引き続き、都市税財源を充実強化していくことが必要であり、そのため、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系の構築とともに、都市自治体が担う事務と責任に見合った税財源配分にしていかなければならない。

このため、住民生活や地方に関わる事項の制度設計や政策の具体化に際しては、国と地方の協議の場において真摯に協議を行うとともに、住民に最も身近な都市自治体の意見に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を強力に推進することが必要である。

よって、政府においては、真の分権型社会の実現を図るため、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 「特例公債法案」の早期成立

「特例公債法案」が現在もなお成立していないため、国の一般会計予算の執行抑制が継続され、その影響が市町村分の普通交付税の交付に及ぶなど、予算執行のための財源が担保できていないという極めて深刻な状態にある。

ついては、国は、国民生活に重大な影響を及ぼす現下の状況を十分に踏まえ、「特例公債法案」に係る審議を促進し、早期に成立させるとともに、支払い延期より 自治体が負った利子等については、国の責任において財政措置を講じること。

2. 都市自治体における自治立法権・自治行政権の確立

(1)「地域主権推進大綱」の速やかな策定

「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づいた、真の分権型社会を実現するため、「地域主権推進大綱」を速やかに策定し、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲及び地方税財源の充実等に係る今後の取組方針を明確にするとともに、その策定に当たっては、「国と地方の協議の場」において地方と十分協議し、地方の意見を的確に反映させること。

(2) 都市自治体への権限移譲の推進

国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提案している具体的事項をはじめとして制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できるようにするとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(3) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大

都市自治体の自主性の強化及び条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括 法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項 をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止を原則とした見直しを 行うこと。

また、第3次一括法案の早期成立を図るとともに、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

(4) 多様で柔軟性のある都市制度の構築

地域の自主性を高めるとともに、地域の自律的発展に資するため、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること。

(5) 地方公務員制度改革における地方意見の反映

労働協約締結権の付与等地方公務員の新たな労使関係制度については、地方

の意見を十分踏まえ慎重に対応すること。

3. 都市税財源の充実強化による自治財政権の確立

- (1) 地方税財源の充実強化
 - ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増 と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- ② 都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- ③ 自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政 状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅 持すること。
- ④ ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ⑤ 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。
- ⑥ 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策として住宅借入金等特別税額控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行われるべきものであり、仮に個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任により全額措置すること。
- (2) 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ
 - ① 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
 - ② 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、 地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源

である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- ③ 都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財 政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政 計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
- (3) 市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、団体間・ 年度間の事業費の変動が大きい等の課題もあり、先行して実施された都道府県 及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体 と十分協議し、合意形成を図ること。

また、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保するとともに、配分については、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。

なお、地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正 な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。

4. 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営

公務員制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上決議する。

平成 24 年 11 月 15 日

全国市長会